相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市朝美二丁目一二六七番地
五、最後の住所愛媛県松山市南江戸六丁目二番一七号　被相続人　亡　濵岡　永介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月一日
愛媛県松山市枝松六丁目一番一六号
相続財産管理人　河渕　孝幸

無縁墳墓等改葬公告

墳墓等の名義人所在不明のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年三月一日
一、墳墓等所在地　大阪市平野区瓜破東六―四―四一
一、墳墓等の名称　光圓寺聖地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　片岡富久子　宮本スエノ　梅沢国雄　大村芳雄　工藤論一
一、改葬を行おうとする者　大阪市平野区長吉長原三―九―二八　宗教法人　光圓寺

無縁墳墓等改葬公告

慈眼寺墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年三月一日
一、墳墓等所在地　兵庫県南あわじ市福良乙六九六番地
一、墳墓等の名称　慈眼寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　兵庫県南あわじ市福良乙六九七番地　宗教法人慈眼寺　住職　南岳利英

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社マリンヨコハマ
代表者の氏名　代表取締役　徳永雅弥
本店の所在地　神奈川県横浜市中区末吉町一丁目一八番地
二、登録番号　関第九六号
登録年月日　平成八年一月三十一日
登録削除年月日　平成二十一年十一月十六日
三、営業保証金の額　金十万円
四、前項の営業保証金につき、割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告の掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因ならびに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出すること。
五、前項の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取り戻される。

平成二十二年三月一日
神奈川県横浜市中区末吉町一丁目一八番地
株式会社マリンヨコハマ
代表取締役　徳永　雅弥

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者
㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一四九八号　平成十年三月三日
㈡　商号　株式会社ケイアイイーチャイナ
㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ケイアイイーチャイナ　東京都千代田区神田松永町一九番の二　代表取締役　柞山　尚士
㈣　主たる営業所の名称及び所在地　東日本営業部　東京都墨田区江東橋三丁目四番二号
二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日
三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年二月十六日
四、当協会に預託した保証金等の額　金五百万円也
五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金五百万円です。
六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年三月一日
東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年3月1日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社MAOLEK　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―5589号　④株式会社MAOLEK　東京都文京区小石川二丁目23番11号　代表取締役　北見好拡　⑤本社営業所　東京都文京区小石川2―23―11常光ビル6F　⑥平成17年4月19日　⑧平成22年1月29日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都文京区小石川二丁目23番11号　株式会社MAOLEK　代表取締役　北見好拡

B　①ブルース・ツアー　②第3種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第3―1837号　④高岡大助　大阪市淀川区塚本4―16―24　⑤本店　大阪市淀川区塚本4―16―24　⑥平成9年2月13日　⑧平成22年1月13日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市淀川区塚本4―16―24　高岡大助

B　①エルムツーリスト　②第3種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第3―355号　④橋本正子　大阪市東淀川区西淡路6丁目2番3棟508号　⑤本社営業所　神戸市灘区鹿の下通り1―3―2　⑥昭和48年6月15日　⑧平成22年1月19日　⑩300万円　⑪兵庫県産業労働部観光国際局観光振興室　⑫大阪市東淀川区西淡路6丁目2番3棟508号　エルムツーリスト　橋本正子